

事 務 連 絡
平成 29 年 11 月 9 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス
(H5N6 亜型) の検出について (情報提供)

環境省から、島根県松江市で回収された野鳥（コブハクチョウ）の死体において高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出されたことについて、別添のとおり発表がありましたのでお知らせします。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられています。引き続き、「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）等に基づき、野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いいたします。

別添：環境省報道発表資料「島根県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性及び緊急調査チームの派遣について（H29.11.9）」

「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/000172035.pdf>